

## 大東市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

大東市では公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成 25 年 7 月 1 日から大東市暴力団排除条例が施行されます。公共工事等の受注に際し、大東市と契約を締結する元請負人および下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。具体的な内容は、下記のとおりです。

### 記

- 1 対象 公共工事等で契約金額 500 万円以上となる事業者(元請負人及び下請負人等。[施行体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む])
- 2 様式 別紙(元請用・下請用)のとおり
- 3 提出期限
  - ・元請負人は、当該公共工事等の契約書の提出時  
(事後審査方式による一般競争入札については、落札候補者となった時に提出)
  - ・下請負人等については、当該下請け契約等を締結する際に、元請負人を通じて大東市へ提出
- 4 誓約書を提出しない場合に対する措置
  - ・元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しない。
  - ・大東市の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等が誓約書を提出しない場合(当該入札)参加資格者の下請負人等が提出しない場合を含む)は、3か月の指名停止。
- 5 誓約書の内容に違反した場合に対する措置
  - ・元請負人が暴力団員または暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除して、違約金を徴収します。
  - ・大東市の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等は、一定期間(2年又は1年+改善されるまで)入札参加除外措置を行い、公表します。
  - ・下請負人等で大東市の入札参加資格を有していない場合、一定期間(2年または1年)公表します。
- 6 誓約違反の措置を適用する範囲

契約締結前、契約期間中にかかわらず誓約書の内容に違反した事実が発生した場合は措置します。(ただし、契約締結期間前であって、契約までに改善された場合は措置しません。)
- 7 施行日 平成 25 年 7 月 1 日